



豊田市橋りょう耐震補強計画



2026年4月

豊田市 建設部 道路予防保全課

1 耐震補強事業の目的

■ 背景

都市に大きな被害をもたらした平成7年の阪神淡路大震災、津波による大きな被害をもたらした平成23年の東日本大震災や令和6年の能登半島地震では、道路を含めたインフラ施設が寸断され復旧には多くの時間と費用が費やされた。以降、全国的に公共施設に対する震災対策が重要視されてきている。

東海地方においても近い将来、南海トラフ地震が発生する確率が高く、第三者被害の抑制や災害時に円滑な応急活動を行うために、橋りょうの耐震対策が喫緊の課題となっている。

■ 目的

以上のような背景から、豊田市では、災害時の通行性の確保や利用者の安全性の確保を目的として、平成9年度より重要度の高い橋りょうから順次耐震対策を実施してきた。現在、「豊田市橋りょう耐震補強計画」（以下「本計画」という。）において、管理区分1～3に分類される重要橋りょうに対して、耐震対策が必要とされた90橋のうち88橋の耐震対策が完了している。

今回の改定は、耐震対策を実施する対象橋りょうの更新を主な目的とする。前回の計画改定以降に、緊急輸送道路等の指定などにより管理区分を変更した橋りょうや、これまで選定条件に含まれていなかった重要橋りょう以外の橋りょうについて優先度を整理し、効果的かつ効率的な耐震補強事業を推進する。

2 耐震補強事業の基本方針

- 市が管理する橋りょうのうち、平成8年道路橋示方書より古い基準で設計された橋長15m以上の橋りょうを**耐震対策**（落橋防止、橋脚補強等）の**対象として抽出する**。
- 耐震補強を実施する際の適用示方書は、耐震設計に着手する時点において最新の示方書を適用するものとする。
- 平成8年以降の道路橋示方書を適用して、耐震補強を実施した橋りょうに対する耐震対策上の取扱いは「対策済み」とし、本計画の対象から除外する。

耐震計画における橋りょうの分類

市が管理する橋りょう数		1,180	
高 ↑ 重要度 ↓ 低	うち耐震計画における重要橋りょう数	226	
	管理区分1	鉄道・国道・重要道路 ^{※1} を跨ぐ橋、橋長200m以上の橋	79
	管理区分2	重要道路を構成する橋 ^{※2} 重要物流道路及び代替・補完路を構成又は跨ぐ橋	125
	管理区分3	道路を跨ぐ橋 ^{※3}	22
	管理区分4	管理区分1～3以外の橋	954

（橋りょう数は2026年3月末時点）

※1：緊急輸送道路、緊急啓開道路 ※2：管理区分1を除く ※3：管理区分1～2を除く

耐震対策の対象となる橋りょう

耐震対策の対象となる橋りょう数 （平成8年道路橋示方書より古い基準で設計された橋長15m以上の橋りょう）	187
耐震対策の対象となる橋りょうのうち ボックスカルバート形式等 ^{※4} を除いた橋りょう数	164
うち重要橋りょう（管理区分1～3）	5
うち管理区分4の橋りょう	159

（橋りょう数は2026年3月末時点）

- ※4：ボックスカルバート形式等の除外した橋りょう
- ・ボックスカルバート形式の橋りょう
 - ・架け替え計画のある橋りょう
 - ・道路本線の橋りょうに並行して架かる側道橋
 - ・その他（利用状況を鑑みて個別判断とする橋りょう）

3 耐震対策を優先する橋りょうの選定

- 前項で抽出された164橋について、効果的かつ効率的な耐震対策を推進するため、橋りょうの優先度を設定し、これに基づいて本計画期間で優先する橋りょうを選定する。
- 優先度①：重要橋りょう（管理区分1～3）

前項で抽出された重要橋りょう5橋は、前回の計画改定時以降に新たに緊急輸送道路等に指定されるなど、管理区分を変更した橋りょうである。

重要橋りょう（管理区分1～3）は本計画策定時から耐震対策を優先すべき橋りょうとしており、本計画期間においても最優先で耐震対策を実施する。

対象橋りょう（管理区分2）：飯野新橋、宮裏橋、新篠原橋、天王新橋

対象橋りょう（管理区分3）：東山橋
- 優先度②：防災上の重要度が高い管理区分4の橋りょう

前項で抽出された管理区分4に該当する159橋については、防災上の重要度の高い橋りょうから優先して選定する。

本計画期間では、「豊田市地域防災計画（令和6年度改訂版）」における重要拠点（インフラ施設を除く）から半径500m以内に位置する橋りょうを防災上重要度の高い橋りょうとし、この条件に該当する2橋を優先して耐震対策を実施する。

対象橋りょう（管理区分4）：家下一号橋、港橋
- その他：本計画において継続して耐震対策を実施する橋りょう

前回の計画改定以降で既に耐震対策事業を実施中の橋りょうについては、引き続き継続して耐震対策を行う。

対象橋りょう：駅西ペDESTロリアンデッキ、駅東口ペDESTロリアンデッキ

4 本計画期間

- 本計画期間は、前項で選定した9橋を対象とし、2026年度から2030年度までの5か年とする。

5 本計画策定による効果

- 年度ごとの予算を平準化させて、計画的かつ確実に耐震補強事業を推進することができる。
- 本計画の耐震対策を「豊田市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づく修繕の時期と合わせることにより、仮設の兼用等でコスト縮減及び交通規制等の社会的負荷を軽減することができる。

6 本計画策定担当部署

本計画策定担当部署

豊田市 建設部 道路予防保全課 TEL : 0565-31-1212 (代表)
0565-34-6683 (直通)

策定

・ 2016年3月

改定

・ 2021年4月

・ 2026年4月